

議事要旨(5)企業会計基準「事業分離等に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について

初めに、西川副委員長から、本会計基準及び本適用指針については次々回 12月20日に公表のための議決を予定しており、本日は事業分離に関わる部分の審議を行う旨の説明がされた。

次に、秋葉統括研究員から、資料「審議事項(5)分離元企業に係る会計処理及び結合当事企業の株主に係る会計処理のまとめ」についての説明が行われた。本資料については、専門委員会および公開草案に対するコメント等において、全体を整理したまとめ表に対する要望があったことに対応するものであり、公表にあたっての参考資料として添付することを検討している旨も説明された。

続けて、秋葉統括研究員から、資料「事業分離等に関する会計基準(案)」及び「適用指針修正案(事業分離関係)」に基づき、今後公表を予定している会計基準及び会計基準適用指針のうち事業分離に関わる部分の文案の状況について説明が行われた。

文案修正のポイントは次のとおり。

- ・ 事業分離後も分離元企業の継続的関与がある場合の取扱いについて、結論の背景だけではなく本文中にも記載することとした。(被結合企業の株主に係る会計処理において企業結合後も被結合企業の株主の継続的関与がある場合の取扱いについても同じ。)
- ・ 結合企業の株主に係る会計処理について、公開草案では被結合企業の株主の処理に準じて行う旨だけを記載していたが、実際には被結合企業の株主が株式を交換するのに対して結合企業の株主は株式を引き換えることがないことから、準じて行うとするだけでは十分ではない面があるため、より分かりやすくなるように表現の修正を行うこととした。
- ・ 移転する事業の簿価がマイナスの場合の取扱いについて、より分かりやすくなるように記載を追加した。なお、結論の背景から本文に移すことも今後検討する。
- ・ その他、表現を正確にするための修正と場合わけを正確にするための修正を行っているが、基本的に内容の変更は行っていない。

これらの説明後、委員からは次の確認があった。

- ・ 事業分離等会計基準は、不動産の流動化の実務指針との整合がとれているということではないか。SPCの場合は違う結論になる場合があるのではないか。

この確認に対しては、どのような取引が想定されているか定かではないが、会計士協会の実務指針による5%ルールは一般的な取扱いに比べてやや例外的な取扱いであると考えられる旨が事務局から回答された。これ以外に委員等からの意見はなかった。

以上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。